

任命権に関する訓令を次のように定める。  
昭和36年2月3日

任命権に関する訓令

防衛庁長官 西 村 直 巳

改正 昭和36年7月15日庁訓第34号  
昭和36年7月28日庁訓第44号  
昭和36年10月2日庁訓第60号  
昭和36年12月12日庁訓第75号  
昭和36年12月25日庁訓第82号  
昭和37年4月23日庁訓第28号  
昭和37年5月1日庁訓第30号  
昭和37年6月29日庁訓第40号  
昭和37年8月31日庁訓第56号  
昭和37年9月25日庁訓第57号  
昭和37年10月29日庁訓第68号  
昭和37年12月13日庁訓第83号  
昭和38年3月26日庁訓第11号  
昭和38年7月19日庁訓第33号  
昭和38年8月20日庁訓第40号  
昭和39年1月29日庁訓第1号  
昭和39年3月31日庁訓第8号  
昭和39年9月18日庁訓第35号  
昭和39年10月26日庁訓第42号  
昭和40年1月30日庁訓第5号  
昭和40年3月5日庁訓第14号  
昭和41年2月3日庁訓第1号  
昭和41年4月1日庁訓第11号  
昭和41年7月1日陸自訓第9号  
昭和42年7月26日庁訓第14号  
昭和42年10月1日庁訓第24号  
昭和42年10月20日庁訓第29号  
昭和43年3月15日庁訓第8号  
昭和44年3月13日庁訓第4号  
昭和44年7月29日庁訓第33号  
昭和44年9月29日庁訓第39号  
昭和45年3月2日庁訓第3号  
昭和45年6月18日庁訓第26号  
昭和46年6月28日庁訓第32号  
昭和47年10月9日庁訓第48号  
昭和48年2月13日庁訓第5号  
昭和48年4月12日庁訓第17号  
昭和48年10月16日庁訓第51号  
昭和48年11月27日庁訓第60号  
昭和49年3月26日庁訓第7号  
昭和49年4月11日庁訓第27号  
昭和50年4月2日庁訓第14号  
昭和50年4月17日庁訓第24号  
昭和50年7月14日庁訓第30号  
昭和50年8月26日庁訓第37号  
昭和51年5月10日庁訓第17号  
昭和52年4月18日庁訓第16号  
昭和53年3月27日庁訓第8号  
昭和53年7月1日庁訓第30号  
昭和54年4月4日庁訓第14号

昭和55年 3月13日 庁訓第1号  
昭和55年 4月 5日 庁訓第17号  
昭和55年12月 5日 庁訓第40号  
昭和56年 2月10日 庁訓第1号  
昭和56年 3月26日 庁訓第10号  
昭和56年 7月15日 庁訓第34号  
昭和57年 3月20日 庁訓第3号  
昭和57年 6月 1日 庁訓第21号  
昭和59年 4月11日 庁訓第20号  
昭和59年 6月30日 庁訓第37号  
昭和59年 6月30日 庁訓第38号  
昭和60年 3月30日 庁訓第11号  
昭和60年 4月 6日 庁訓第19号  
昭和60年12月21日 庁訓第42号  
昭和63年 4月 8日 庁訓第21号  
平成元年 3月16日 庁訓第21号  
平成 2年 4月 7日 庁訓第10号  
平成 2年 9月29日 庁訓第36号  
平成 4年 2月15日 庁訓第3号  
平成 4年 8月10日 庁訓第49号  
平成 5年 4月 1日 庁訓第28号  
平成 5年 4月 1日 庁訓第29号  
平成 6年 1月12日 庁訓第1号  
平成 7年 3月28日 庁訓第13号  
平成 7年 6月27日 庁訓第39号  
平成 7年 6月29日 庁訓第44号  
平成 8年 5月11日 庁訓第30号  
平成 8年 9月25日 庁訓第47号  
平成 8年 9月25日 庁訓第48号  
平成 9年 1月17日 庁訓第3号  
平成 9年 4月 1日 庁訓第18号  
平成 9年 6月30日 庁訓第31号  
平成10年 3月10日 庁訓第5号  
平成10年 3月25日 庁訓第12号  
平成10年 4月 9日 庁訓第30号  
平成10年 4月24日 庁訓第33号  
平成10年12月 2日 庁訓第46号  
平成11年 3月19日 庁訓第8号  
平成12年 3月 6日 庁訓第14号  
平成12年 3月31日 庁訓第44号  
平成12年 8月 8日 庁訓第87号  
平成13年 1月 6日 庁訓第2号  
平成13年 3月26日 庁訓第24号  
平成13年 6月 8日 庁訓第65号  
平成13年 6月27日 庁訓第68号  
平成14年 3月18日 庁訓第4号  
平成14年 3月22日 庁訓第11号  
平成14年 3月29日 庁訓第37号  
平成16年 3月30日 庁訓第28号  
平成16年 4月23日 庁訓第50号  
平成16年10月28日 庁訓第77号  
平成17年 3月28日 庁訓第30号  
平成17年 7月29日 庁訓第63号  
平成18年 3月24日 陸自訓第7号  
平成18年 3月27日 庁訓第33号

平成18年 3月31日庁訓第63号  
平成18年 7月28日庁訓第83号  
平成18年 9月25日庁訓第97号  
平成18年12月 5日庁訓第105号  
平成19年 1月 5日庁訓第 1号  
平成19年 1月31日庁訓第 4号  
平成19年 3月27日庁訓第10号  
平成19年 3月30日庁訓第28号  
平成19年 7月 3日庁訓第41号  
平成19年 8月30日省訓第145号  
平成19年 8月31日省訓第156号  
平成20年 3月25日省訓第12号  
平成20年 3月31日省訓第31号  
平成20年 7月17日省訓第44号  
平成20年 9月19日省訓第50号  
平成21年 3月25日省訓第14号  
平成21年 3月25日省訓第16号  
平成21年 3月27日省訓第22号  
平成21年 7月29日省訓第48号  
平成21年10月22日省訓第60号  
平成21年11月10日省訓第61号  
平成21年12月25日省訓第66号  
平成22年 4月 1日省訓第15号  
平成22年 6月30日省訓第29号  
平成22年 9月30日省訓第35号  
平成23年 4月 1日省訓第16号  
平成23年 4月22日省訓第20号  
平成23年 8月30日省訓第32号  
平成24年 4月 6日省訓第15号  
平成25年 3月22日省訓第16号  
平成25年 5月16日省訓第37号  
平成25年12月16日省訓第55号  
平成26年 2月21日省訓第 4号  
平成26年 3月24日省訓第10号  
平成26年 3月31日省訓第22号  
平成26年 3月31日省訓第23号  
平成26年 5月30日省訓第35号  
平成26年 7月24日省訓第40号  
平成26年 7月31日省訓第60号  
平成26年 7月31日省訓第61号  
平成27年10月 1日省訓第39号  
平成27年11月27日省訓第51号  
平成28年 1月29日省訓第 4号  
平成28年 3月28日省訓第18号  
平成28年 3月31日省訓第34号  
平成28年 4月18日陸自訓第16号  
平成28年 5月18日省訓第46号  
平成28年 6月27日省訓第47号  
平成28年 9月26日省訓第58号  
平成29年 6月23日省訓第39号  
平成30年 3月26日省訓第15号

## 目次

### 第1章 総則（第1条—第5条）

## 第2章 防衛大臣の行使する任命権

- 第1節 任免（第6条—第10条の4）
- 第2節 補職（第11条—第18条）
- 第3節 国際平和協力隊への派遣（第19条）
- 第4節 入所及び入校（第20条・第21条）
- 第5節 休職及び復職（第22条）
- 第6節 懲戒処分（第23条）
- 第7節 昇給及び号俸の決定（第24条・第25条）

## 第3章 自衛官に関する任命権の委任

- 第1節 任免（第26条—第31条）
- 第2節 補職（第32条—第42条の3）
- 第3節 入校等（第43条）
- 第4節 休職及び復職（第44条）
- 第5節 派遣（第45条）
- 第6節 懲戒処分（第46条—第53条）
- 第7節 昇給（第54条—第59条の3）

## 第4章 事務官等に関する任命権の委任

- 第1節 任免（第60条—第64条の2）
- 第2節 削除（第65条—第69条）
- 第3節 入校等（第70条）
- 第4節 休職及び復職（第71条・第72条）
- 第5節 懲戒処分（第73条—第76条）
- 第6節 昇給（第77条・第78条）

## 第5章 自衛官候補生、防衛大学校又は防衛医科大学校の学生、陸上自衛隊高等工科大学校の生徒、予備自衛官、即応予備自衛官、予備自衛官補、非常勤の隊員及び臨時的任用の隊員に関する任命権の委任（第79条—第87条）

### 附則

#### 第1章 総則

（趣旨）

第1条 この訓令は、隊員（防衛装備庁の職員である隊員（幹部隊員及び自衛官を除く。）を除く。）に関する任命権の行使（昇給の実施を含む。）に関し必要な事項を定めるものとする。

2 航空学生、曹候補士、一般曹候補生、幹部候補者、陸曹航空操縦学生、陸上自衛隊高等工科大学校の生徒又は生徒陸曹候補生の命免及び当該隊員の任免等に関しては、それぞれ航空学生たる自衛官の任用等に関する訓令（昭和37年防衛庁訓令第28号）、曹候補士である自衛官の任用等に関する訓令（平成2年防衛庁訓令第10号）、一般曹候補生である自衛官の任用等に関する訓令（平成19年防衛省訓令第4号）、幹部候補者たる自衛官の任用等に関する訓令（昭和33年防衛庁訓令第63号）、陸曹航空操縦学生たる自衛官の命免等に関する訓令（昭和41年陸上自衛隊訓令第9号）又は陸上自衛隊高等工科大学校生徒及び生徒陸曹候補生である自衛官の任用等に関する訓令（平成21年陸上自衛隊訓令第32号）に定めるもののほか、この訓令の定めるところによる。

（用語の意義）

第2条 この訓令における用語の意義は、隊員の任免等の人事管理の一般的基準に関する訓令（昭和37年防衛庁訓令第66号）第3条各号に定めるもののほか、次の各号に定めるところによる。

- (1) 「任免」とは、隊員の任用、退職及び免職をいう。
- (2) 「任免権者」とは、隊員の任免等の人事管理の一般的基準に関する訓令第2条第2項に規定する任免権者をいう。
- (3) 「将」とは陸将、海将及び空将をいい、「将補」とは陸将補、海将補及び空将補をいう。
- (4) 「佐」とは1等陸佐、1等海佐及び1等空佐（以下「1佐」という。）、2等陸佐、2等海佐及び2等空佐（以下「2佐」という。）並びに3等陸佐、3等海佐及び3等空佐（以下「3佐」という。）をいい、「尉」とは1等陸尉、1等海尉及び1等空尉（以下「1尉」という。）、2等陸尉、2等海尉及び2等空尉並びに3等

陸尉、3等海尉及び3等空尉をいい、「准尉」とは准陸尉、准海尉及び准空尉をいい、「曹」とは陸曹長以下3等陸曹以上、海曹長以下3等海曹以上及び空曹長以下3等空曹以上をいい、「士」とは陸士長以下2等陸士以上、海士長以下2等海士以上及び空士長以下2等空士以上をいう。

- (5) 「事務官等」とは、事務官、技官又は教官であつて、臨時的任用の隊員でない者をいう。
- (6) 「4級」とは、別表に掲げる行政職俸給表（一）の4級並びにこれに対応する各俸給表の職務の級並びに一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（平成12年法律第125号）第7条第1項の俸給表（以下「特定任期付職員俸給表」という。）並びに一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律（平成9年法律第65号）第6条第1項の俸給表（以下「第1号任期付研究員俸給表」という。）及び同条第2項の俸給表（以下「第2号任期付研究員俸給表」という。）をいい、「4级以上」には、指定職俸給表を含むものとする。以下4級より上位又は下位の級についても、特に俸給表の区分を規定しない限り、これらの例による。
- (7) 「補職権者」とは、隊員の任免等の人事管理の一般的基準に関する訓令第2条第3項に規定する補職権者をいう。
- (8) 「入所」とは、隊員を教育訓練のため防衛研究所に入所させることをいう。
- (9) 「入校（等）」とは、隊員を教育訓練のため自衛隊の学校（教育部隊）に入校（教育入隊）させ又は別に定める研修を受講させることをいう。
- (10) 「派遣」とは、第19条を除き、自衛官を防衛大学校等（防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、統合幕僚監部、情報本部及び防衛監察本部をいう。以下同じ。）及び地方防衛局においてその職務上の指揮監督の下に勤務させることをいう。この場合、派遣を命ぜられた自衛官の派遣元の部隊等における補職は、派遣を命ぜられた時をもつて自動的に解かれるものとする。
- (11) 「軽処分」とは、5日以内の停職、減給合算額が俸給月額額の3分の1を超えない減給又は戒告をいう。
- (12) 「陸」、「海」又は「空」とは、陸上自衛隊、海上自衛隊又は航空自衛隊をいう。
- (13) 「統合幕僚長等」とは、統合幕僚長及び情報本部長をいう。
- (14) 「統合幕僚監部等」とは、統合幕僚監部及び情報本部をいう。
- (15) 「幕僚長」とは陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長を、「幕僚副長」とは陸上幕僚副長、海上幕僚副長又は航空幕僚副長をいう。
- (16) 「部隊等」とは、陸上幕僚監部、海上幕僚監部及び航空幕僚監部並びに統合幕僚長及び幕僚長の監督を受ける部隊及び機関をいう。
- (17) 「体育学校（長）」とは自衛隊体育学校（長）を、「中央病院（長）」とは自衛隊中央病院（長）を、「地区病院（長）」とは自衛隊地区病院（長）を、「地方協力本部（長）」とは自衛隊地方協力本部（長）をいう。
- (18) 「当該幕僚長」とは、第10条の2、第10条の3及び第80条を除き、次の表の左欄に掲げる者について、それぞれ同表の右欄に掲げる幕僚長をいう。

陸上自衛官及び陸の事務官等	陸上幕僚長
海上自衛官及び海の事務官等	海上幕僚長
航空自衛官及び空の事務官等	航空幕僚長
体育学校、中央病院及び地方協力本部の事務官等	陸上幕僚長
地区病院の事務官等	当該地区病院を監督する幕僚長

- (19) 「当該地方総監」とは、次の表の左欄の部隊等の者についてそれぞれ右欄の地方総監部の地方総監をいう。

海上幕僚監部	横須賀地方総監部
--------	----------

自衛艦隊	司令部		横須賀地方総監部
	護衛隊群	司令部	横須賀地方総監部
		司令部	当該司令部要員を差し出す地方総監部
		護衛隊	当該部隊の編成に加わる艦艇の籍の置かれる地方総監部
	海上訓練指導隊群	司令部	横須賀地方総監部
		海上訓練指導隊	当該部隊の所在地を警備区域内に含む地方総監部
		誘導武器教育訓練隊	横須賀地方総監部
	護衛隊	当該部隊の編成に加わる艦艇の籍の置かれる地方総監部	
	海上補給隊	当該部隊の編成に加わる艦艇の籍の置かれる地方総監部	
	海上訓練支援隊	当該部隊の編成に加わる艦艇の籍の置かれる地方総監部	
	直轄艦艇	当該艦艇の籍の置かれる地方総監部	
	航空集団	司令部	横須賀地方総監部
		航空群	当該部隊の所在地を警備区域内に含む地方総監部
		直轄部隊	当該部隊の所在地を警備区域内に含む地方総監部
	潜水艦隊	司令部	
潜水隊群		司令部	当該司令部要員を差し出す地方総監部
		潜水隊	当該部隊の編成に加わる艦艇の籍の置かれる地方総監部
潜水艦基地隊		当該部隊の所在地を警備区域内に含む地方総監部	
直轄艦艇		当該艦艇の籍の置かれる地方総監部	
練習潜水隊		当該部隊の編成に加わる艦艇の籍の置かれる地方総監部	
潜水艦教育訓練隊		呉地方総監部	
掃海隊群	司令部	横須賀地方総監部	
	掃海隊	当該部隊の編成に加わる艦艇の籍の置かれる地方総監部	

隊	第1輸送隊	呉地方総監部	
	掃海業務支援隊	横須賀地方総監部	
	情報業務群	横須賀地方総監部	
	海洋業務・対潜支援群	司令部	横須賀地方総監部
		対潜資料隊	横須賀地方総監部
		対潜評価隊	横須賀地方総監部
		沖縄海洋観測所	佐世保地方総監部
		下北海洋観測所	大湊地方総監部
		鹿児島音響測定所	佐世保地方総監部
		第1海洋観測隊	横須賀地方総監部
		第1音響測定隊	呉地方総監部
		直轄艦艇	当該艦艇の籍の置かれる地方総監部
	開発隊群	司令部	横須賀地方総監部
		指揮通信開発隊	横須賀地方総監部
		艦艇開発隊	横須賀地方総監部
		航空プログラム開発隊	横須賀地方総監部
		直轄艦艇	当該艦艇の籍の置かれる地方総監部
	特別警備隊	呉地方総監部	
	練習艦隊	司令部	呉地方総監部
		練習隊	当該部隊の編成に加わる艦艇の籍の置かれる地方総監部
直轄艦艇		当該艦艇の籍の置かれる地方総監部	
教育航空集団	司令部	横須賀地方総監部	
	教育航空群	当該部隊の所在地を警備区域内に含む地方総監部	
	直轄教育航空隊	当該部隊の所在地を警備区域内に含む地方総監部	
地方隊	当該地方総監部		
上記以外の防衛大臣直轄部隊	当該部隊の所在地を警備区域内に含む地方総監部		
学校、補給処及び補給本部	当該機関の所在地を警備区域内に含む地方総監部		

共同機関及び指定部隊等	当該機関又は部隊等の所在地を警備区域内に含む地方総監部
防衛大学校等	防衛大学校等の所在地を警備区域内に含む地方総監部

(20) 優良昇給とは、防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和27年政令第368号。次号において「令」という。）第6条の14第1項第1号若しくは第2号、第6条の14の2第1項各号又は第6条の15第1項第1号若しくは第2号の規定による昇給をいう。

(21) 標準昇給とは、令第6条の14から第6条の15までの規定による昇給のうち優良昇給以外の昇給をいう。

（職務代理者の任命権行使）

第3条 この訓令の定めるところにより任命権の委任を受けた隊員に事故があるとき又は当該隊員が欠けたときは、組織編成に関する法令若しくは訓令の定めるところによりその職務を代理する者又はその職務を代理することを命ぜられた者は、その名において任命権を行使することができる。ただし、重要な事項については、あらかじめ指示されたもの、当該隊員が入校等中若しくは国外出張中であるときはその承認を得たもの又は緊急やむを得ないもののほか、これを行つてはならない。

2 前項の「隊員に事故があるとき」とは、次の各号に掲げる場合をいう。

(1) 当該隊員が休職中、勤務停止中又は停職中であるとき。

(2) 当該隊員が国外出張中であるとき。

(3) 当該隊員が長期の入所又は入校等にあたり職務について代理すべきことを命じたとき。

(4) 当該隊員が心身の故障のためその職務に関し自ら意志を決定し、かつ、その事務処理につき有効に隊員を指揮監督することができないとき。

（任命権の行使にあたる者の責務）

第4条 任命権の行使にあたる者は、防衛大臣に代わつて自己の責任と名において権限を行使するものであることを自覚し、法令に習熟し、誠実公正にその職務を遂行し、もつて任命権行使の適正を期さなければならない。

2 任命権の行使にあたる者は、任命権の行使が重要又は異例の事案にかかわるときは、あらかじめ防衛大臣の指示を受けなければならない。ただし、この訓令において任命権の行使に際して防衛大臣以外の者の承認又は指示を要することとされているものについては、当該承認又は指示を与える者がこの防衛大臣の指示を求めるものとする。

（幕僚長の責務）

第5条 幕僚長は、所部に隊員の任命権に関し常に指導監督し、もつて任命権行使の適正を期さなければならない。

2 前項の目的を達成するため、幕僚長は、防衛大臣の承認を得て、この訓令の実施に関し必要な事項を定めることができる。

第2章 防衛大臣の行使する任命権

第1節 任免

（事務次官等の任免）

第6条 次の各号に掲げる隊員の任免は、防衛大臣が行う。

(1) 事務次官

(2) 防衛審議官

(3) 内部部局（防衛省本省の内部部局をいう。以下同じ。）の隊員

(4) 防衛人事審議会の再就職等監察官たる隊員

(5) 施設等機関（防衛省本省の施設等機関をいう。以下同じ。）の長たる隊員

(6) 統合幕僚長たる自衛官

(7) 幕僚長たる自衛官

(8) 情報本部長たる自衛官

(9) 防衛監察監たる隊員

(10) 地方防衛局長たる隊員

(11) 防衛大学校等及び自衛隊指揮通信システム隊の4級以上の事務官等（第5号及び第9号に掲げる者を除く。以下同じ。）



(12) 地方防衛局の3級以上の事務官等（第10号に掲げる者を除く。以下同じ。）

(13) 防衛装備庁長官

(14) 防衛装備庁の職員である幹部隊員（前号に掲げる者を除く。）

（内部部局の自衛官の任免の特例）

第6条の2 前条第3号に掲げる隊員のうち自衛官の任免に関して、当該幕僚長は、防衛大臣に意見を述べることができる。

（1佐以上の自衛官等の任免）

第7条 1佐以上の自衛官（第6条第3号及び第6号から第8号までに該当する者を除く。）及び陸海空の7級以上の事務官等の任免は、当該幕僚長の意見を聴いて、防衛大臣が行う。

（2佐又は3佐たる自衛官等の任免）

第8条 2佐又は3佐たる自衛官（第6条第3号に該当する者を除く。）及び陸海空の4級、5級及び6級の事務官等の任免は、当該幕僚長の具申によつて、防衛大臣が行う。

（統合幕僚監部等の3佐以上の自衛官の任免の特例）

第9条 統合幕僚監部等に勤務する3佐以上の自衛官の任免に関しては、統合幕僚長等は、防衛大臣に意見を述べることができる。

（3佐以上の自衛官の陸海空相互間の転官）

第10条 3佐以上の自衛官の陸海空相互間の転官は、第7条及び第8条の規定にかかわらず、1佐以上の自衛官（第6条第6号から第8号までに該当する者を除く。）にあつては関係幕僚長の意見を聴いて、2佐又は3佐たる自衛官にあつては関係幕僚長の協議に基づく転官先幕僚長の具申によつて、防衛大臣が行う。

（1佐の階級を指定する予備自衛官の任免等）

第10条の2 1佐の階級を指定する予備自衛官の採用、継続任用（自衛隊法（昭和29年法律第165号）第68条第2項の規定により任用期間が満了した後引き続き予備自衛官に任命することをいう。次条及び第80条において同じ。）、階級の指定、昇進、退職及び免職は、当該幕僚長（当該予備自衛官が所属する自衛隊を監督する幕僚長をいう。次条及び第80条において同じ。）の意見を聴いて、防衛大臣が行う。

（2佐又は3佐の階級を指定する予備自衛官の任免等）

第10条の3 2佐又は3佐の階級を指定する予備自衛官の採用、継続任用、階級の指定、昇進、任官（予備自衛官補から予備自衛官への任官に限る。第80条において同じ。）、退職及び免職は、当該幕僚長の具申によつて、防衛大臣が行う。

（統合幕僚長との関係）

第10条の4 統合幕僚長は、運用上必要があると認めるときは、第7条又は第8条に規定する自衛官の任免について、防衛大臣に意見を述べることができる。

## 第2節 補職

（内部部局に勤務する自衛官等の補職）

第11条 次の各号に掲げる職についての補職及び内部部局に勤務する自衛官の補職は、防衛大臣が行う。

(1) 防衛大学の幹事、部長、課長、総括首席指導教官、学群長、教育室長及び教授

(2) 防衛医科大学校の幹事、部長、課長及び教授

(3) 防衛研究所の副所長、部長及び室長

(4) 統合幕僚長

(5) 幕僚長

(6) 情報本部長

(7) 防衛監察本部の監察官

(8) 防衛装備庁の装備官、プロジェクト管理総括官、調達総括官、艦船設計官、総括航空調達官、装備技術官、武器調達官、艦船調達官、航空機調達官及び試験場長

2 統合幕僚副長の職についての補職を統合幕僚長の職についての補職と同時期に行う場合又は幕僚副長の職についての補職を幕僚長の職についての補職と同時期に行う場合は、次条又は第15条の規定にかかわらず、前項の規定の例により行う。

（統合幕僚監部等における補職）

第12条 前条の規定によるもののほか、統合幕僚監部等における将補以上の自衛官の

補職は統合幕僚長等及び当該幕僚長の意見を聴いて、統合幕僚監部等における1佐職（編成上1佐たる自衛官をもつて充てるものとされている職をいう。以下同じ。）についての補職又は1佐たる自衛官の補職は統合幕僚長等の具申によつて、防衛大臣が行う。具申に際しては、統合幕僚長等は、当該幕僚長と協議を行うものとし、必要に応じ、当該幕僚長は防衛大臣に意見を述べることができる。

（施設等機関等における補職）

第13条 第11条第1項第1号から第7号までの規定によるもののほか、施設等機関、防衛監察本部及び地方防衛局における将補以上の自衛官の補職は当該施設等機関の長、防衛監察監又は地方防衛局長及び当該幕僚長の意見を聴いて、1佐職についての補職又は1佐たる自衛官の補職は当該施設等機関の長、防衛監察監又は地方防衛局長の具申によつて、防衛大臣が行う。具申に際しては、施設等機関の長、防衛監察監又は地方防衛局長は、当該自衛官の派遣について当該幕僚長の同意を得るものとする。

（共同の部隊における補職）

第14条 自衛隊情報保全隊における将補以上の自衛官の補職は統合幕僚長及び各幕僚長の意見を聴いて、1佐職についての補職又は1佐たる自衛官の補職は統合幕僚長及び各幕僚長の協議に基づく陸上幕僚長の具申によつて、防衛大臣が行う。

2 自衛隊指揮通信システム隊における1佐職についての補職又は1佐たる自衛官の補職は、統合幕僚長及び各幕僚長の協議に基づく統合幕僚長の具申によつて、防衛大臣が行う。

（共同機関における補職）

第14条の2 中央病院における将補以上の自衛官の補職は、各幕僚長の意見を聴いて、防衛大臣が行う。

2 前項の規定によるもののほか、中央病院の部長、所長、センター長及び課長の職についての補職は、各幕僚長の協議に基づく陸上幕僚長の具申によつて、防衛大臣が行う。

3 地区病院の病院長、副院長及び部長の職についての補職（部長の職についての2佐以下の自衛官の補職を除く。）は、各幕僚長の協議に基づく当該地区病院を監督する幕僚長の具申によつて、防衛大臣が行う。ただし、将補以上の自衛官の補職は、各幕僚長の意見を聴いて、防衛大臣が行う。

4 体育学校長並びに地方協力本部の本部長及び副本部長の職についての補職（副本部長の職についての2佐以下の自衛官の補職を除く。）は、各幕僚長の協議に基づく陸上幕僚長の具申によつて、防衛大臣が行う。ただし、将補以上の自衛官の補職は、各幕僚長の意見を聴いて、防衛大臣が行う。

5 前各項の規定によるもののほか、共同機関（体育学校、中央病院、地区病院及び地方協力本部をいう。以下同じ。）における1佐職についての補職又は1佐たる自衛官の補職は、各幕僚長の協議に基づく当該機関を監督する幕僚長の具申によつて、防衛大臣が行う。

（防衛装備庁における補職）

第14条の3 第11条第1項第8号の規定によるもののほか、防衛装備庁における将補以上の自衛官の補職は当該幕僚長の意見を聴いて、1佐職についての補職及び1佐職に補された者の兼補又は1佐たる自衛官の補職は当該幕僚長の具申によつて、防衛大臣が行う。

（陸海空における補職）

第15条 本節前各条の規定によるもののほか、陸海空における将補以上の自衛官の補職は当該幕僚長の意見を聴いて、1佐職についての補職及び1佐職に補された者の兼補又は1佐たる自衛官の補職は当該幕僚長の具申によつて、防衛大臣が行う。

2 前項の補職に係る自衛官が現に統合幕僚監部等において補職されているときは、将補以上の自衛官については統合幕僚長等及び当該幕僚長の意見を聴くものとし、その他の防衛大臣補職に係る自衛官については具申に際し統合幕僚長等と協議を行うものとし、必要に応じ、統合幕僚長は防衛大臣に意見を述べるすることができる。

3 第1項の補職に係る自衛官が現に施設等機関、防衛監察本部又は地方防衛局において補職されているときは、将補以上の自衛官については当該施設等機関の長、防衛監察監又は地方防衛局長の意見をあわせ聴くものとし、その他の防衛大臣補職に係る自衛官については具申に際し当該自衛官の派遣を解くことについて当該施設等

機関の長、防衛監察監又は地方防衛局長の同意を得るものとする。

4 第1項の補職にかかる自衛官が現に共同の部隊（自衛隊法第21条の2第1項の規定に基づき置かれる部隊をいう。以下同じ。）において補職されているときは、将補以上の自衛官については統合幕僚長及び他の幕僚長の意見をあわせ聴くものとし、その他の防衛大臣補職に係る自衛官については具申に際し当該自衛官の共同の部隊における補職を解くことについて統合幕僚長及び他の幕僚長の同意を得るものとする。

5 第1項の補職にかかる自衛官が現に共同機関において補職されているときは、将補以上の自衛官については各幕僚長の意見をあわせきくものとし、その他の防衛大臣補職にかかる自衛官については具申に際し当該自衛官の共同機関における補職を解くことについて他の幕僚長の同意を得るものとする。

（防衛大臣補職に係る自衛官の補職替え）

第16条 本節前各条の規定により防衛大臣が補職した自衛官について防衛大臣以外の補職権者が補職替えをするときは、防衛大臣の承認を受けなければならない。この場合において、当該補職替えが当該自衛官の補職されている職に防衛大臣が他の自衛官を補職することに伴い行われる補職替えであるときは、防衛大臣の承認があつたものとみなす。

2 前項の補職に係る自衛官が現に防衛大大学校等又は地方防衛局において補職されているときは当該自衛官の派遣を解くことについて当該施設等機関の長、統合幕僚長、情報本部長、防衛監察監又は地方防衛局長の同意を、共同の部隊において補職されているときは当該自衛官の共同の部隊における補職を解くことについて統合幕僚長及び他の幕僚長の同意を、共同機関において補職されているときは当該自衛官の共同機関における補職を解くことについて他の幕僚長の同意を得るものとする。

（3佐以上の自衛官のその他の補職）

第17条 3佐以上の自衛官の補職は、本節前各条の規定によるもののほか、次によつて行う。

(1) 採用の場合

3佐以上の自衛官を採用したときは、陸、海又は空に所属するものとし、以下次章の規定により行う。

(2) 昇任の場合

ア 1佐以上に昇任したときは、別に補職発令がない限り、補職者及び補職手続のいかにかわらず、昇任時の補職どおり補職されたものとする。

イ 2佐又は3佐に昇任したときは、昇任前と同様に当該陸、海又は空に所属するものとし、以下次章の規定により行う。

（統合幕僚長との関係）

第18条 統合幕僚長は、運用上必要があると認めるときは、第15条第1項に規定する自衛官の補職又は兼補について、防衛大臣に意見を述べることができる。

第3節 国際平和協力隊への派遣

（国際平和協力隊への派遣）

第19条 国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成4年法律第79号。以下この条において「国際平和協法力」という。）第13条第2項又は第14条第2項の規定による陸海空の自衛官（第6条第7号及び第8号に掲げる者を除く。）の国際平和協力隊への派遣は、当該幕僚長の具申によつて、防衛大臣が行う。

2 国際平和協法力第13条第2項の規定による統合幕僚監部に勤務する自衛官（第6条第6号に掲げる者を除く。）の国際平和協力隊への派遣は、統合幕僚長の具申によつて、防衛大臣が行う。具申に際しては、統合幕僚長は、当該自衛官の派遣について当該幕僚長の同意を得るものとする。

第4節 入所及び入校

（入所）

第20条 隊員の入所は、防衛大臣が命ずる。

（入校）

第21条 防衛大臣補職に係る自衛官の入校は、当該幕僚長の具申によつて、防衛大臣が命ずる。ただし、防衛大臣補職に係る自衛官の入校のうち、防衛装備庁におけるものの具申に際しては、当該幕僚長は、当該自衛官の同庁における勤務の状況その他の事情をあらかじめ防衛装備庁長官から聴取し、これを考慮するものとする。

- 2 事務官等の別に定める入校並びに第6条各号（第6号から第8号まで及び第11号を除く。）に掲げる者並びに中央病院長、地区病院長及び地方協力本部長（事務官等に限る。）の入校は防衛大臣が命ずる。

#### 第5節 休職及び復職

（休職及び復職）

第22条 防衛大臣補職に係る自衛官の休職及び復職は、当該補職の例により、防衛大臣が命ずる。ただし、防衛大臣補職に係る自衛官の休職及び復職のうち、防衛装備庁におけるものについては、防衛大臣は、当該自衛官の同庁における勤務の状況その他の事情をあらかじめ防衛装備庁長官から聴取するものとする。

- 2 第6条第1号から第4号まで及び第12号から第14号までに掲げる隊員並びに4級以上の事務官等の休職及び復職は、防衛大臣が命ずる。ただし、陸海空の事務官等については、当該幕僚長の具申によるものとする。

#### 第6節 懲戒処分

（懲戒権）

第23条 防衛大臣は、すべての種類の懲戒処分を行なう。

#### 第7節 昇給及び号俸の決定

（内部部局の隊員等の昇給等）

第24条 内部部局の隊員（自衛官を除く。）及び防衛人事審議会の再就職等監察官たる隊員の昇給は、防衛大臣が行う。

- 2 防衛大学校等及び自衛隊指揮通信システム隊の4級以上の事務官等並びに地方防衛局の3級以上の事務官等の優良昇給は、防衛大臣が行う。

（7級以上の事務官等の昇給）

第25条 陸海空の7級以上の事務官等の優良昇給は、当該幕僚長の意見をきいて、防衛大臣が行う。

- 2 陸海空の4級、5級及び6級の事務官等の優良昇給は、当該幕僚長の具申によつて、防衛大臣が行う。
- 3 防衛省の職員の昇給の基準等に関する訓令（平成28年防衛省訓令第58号）第7条第2項第1号に係る3佐以上の自衛官の昇給は、当該幕僚長の具申によつて、防衛大臣が行う。
- 4 防衛大臣は、特に必要があると認める場合、各幕僚長に対し、第54条第1項、第56条又は第58条に規定する自衛官の昇給のうち、1佐以上の自衛官に対する優良昇給（前項に規定するものを除く。）に関し指示する。
- 5 各幕僚長は、第54条第1項、第56条又は第58条に規定する自衛官の昇給のうち、1佐以上の自衛官に対する優良昇給を行ったときは、遅滞なく、別記様式により防衛大臣に報告するものとする。

### 第3章 自衛官に関する任命権の委任

#### 第1節 任免

（尉たる自衛官の任免）

第26条 尉たる自衛官（第6条第3号に該当する者を除く。）の任免は、当該幕僚長が行う。ただし、その採用、免職及び行動時等（自衛隊法第6章に規定する行動中の期間その他防衛大臣が定める期間をいう。以下同じ。）における退職については、防衛大臣の承認を受けなければならない。

（准尉、曹又は士たる自衛官の採用）

第27条 准尉又は曹たる自衛官の採用は、陸空にあつては当該幕僚長が、海にあつては当該地方総監が行う。

- 2 士たる自衛官の採用は、陸にあつては独立の教育大隊又は指定部隊等の長が、海にあつては当該地方総監が、空にあつては航空教育隊司令が行う。
- 3 前2項の規定にかかわらず、元自衛官の再任用に関する訓令（昭和36年防衛庁訓令第59号）、自衛官の育児休業に伴う任期付採用に関する訓令（平成19年防衛省訓令第156号）及び防衛省職員の配偶者同行休業に関する訓令（平成26年防衛省訓令第4号）の規定による元自衛官の准尉、曹又は士たる自衛官への採用は、陸にあつては陸上幕僚長、陸上総隊司令官又は方面総監が、海にあつては当該地方総監が、空にあつては航空幕僚長が行う。

（陸の准尉、曹又は士たる自衛官の採用以外の任免）

第28条 陸の准尉たる自衛官（第6条第3号に該当する者を除く。）の採用以外の任免

は、陸上総隊に所属する者については陸上総隊司令官が、方面隊及び方面総監に所属する機関に所属する者については当該方面総監が行うほか、陸上幕僚長が行う。

- 2 陸の曹たる自衛官（第6条第3号に該当する者を除く。）の採用以外の任免は、次の表の左欄の部隊等に所属する者についてそれぞれ右欄の者が行うほか、陸上幕僚長が行う。

陸上総隊	団	団長
	指定部隊	指定部隊の長
	上記以外の部隊	陸上総隊司令官
方面隊	師団	師団長
	旅団	旅団長
	指定部隊	指定部隊の長
	上記以外の部隊	方面総監
指定部隊等		指定部隊等の長

- 3 陸の士たる自衛官（第6条第3号に該当する者を除く。）の採用以外の任免は、次の表の左欄の部隊等に所属する者についてそれぞれ右欄の者が行うほか、陸上幕僚長が行う。

陸上総隊司令部	陸上総隊司令官	
方面総監部	方面総監	
師団司令部	師団長	
旅団司令部	旅団長	
団本部	団長	
連隊	連隊長	
指定部隊等	指定部隊等の長	
上記以外の部隊	陸上総隊司令官直轄部隊	陸上総隊司令官
	方面総監直轄部隊	方面総監
	師団長直轄部隊	師団長
	旅団長直轄部隊	旅団長
	団長直轄部隊	団長

（海の准尉、曹又は士たる自衛官の採用以外の任免）

第29条 海の准尉、曹又は士たる自衛官（第6条第3号に該当する者を除く。）の採用以外の任免は、当該地方総監が行うほか、海上幕僚長が行う。

（空の准尉、曹又は士たる自衛官の採用以外の任免）

第30条 空の准尉又は曹たる自衛官（第6条第3号に該当する者を除く。）の採用以外

の任免は、次の表の左欄の部隊等に所属する者についてそれぞれ右欄の者が行うほか、航空幕僚長が行う。

航空総隊	航空方面隊	航空方面隊司令官
	上記以外の部隊	航空総隊司令官
航空支援集団		航空支援集団司令官
航空教育集団		航空教育集団司令官
幹部候補生学校		
第1術科学校		
第2術科学校		
第3術科学校		
第4術科学校		
第5術科学校		航空開発実験集団司令官
航空開発実験集団		
指定部隊等		指定部隊等の長

2 空の士たる自衛官（第6条第3号に該当する者を除く。）の採用以外の任免は、次の表の左欄の部隊等に所属する者についてそれぞれ右欄の者が行うほか、航空幕僚長が行う。

航空総隊	航空方面隊	航空団	航空団司令
		航空警戒管制団	航空警戒管制団司令
		高射群	高射群司令
		上記以外の部隊	航空方面隊司令官
航空総隊	航空救難団		航空救難団司令
	航空戦術教導団		航空戦術教導団司令
	上記以外の部隊		航空総隊司令官
航空支援集団	輸送航空隊		輸送航空隊司令
	航空保安管制群		航空保安管制群司令
	航空気象群		航空気象群司令
	上記以外の部隊		航空支援集団司令官
	航空団		航空団司令

航空教育集団	飛行教育団	飛行教育団司令
	航空教育隊	航空教育隊司令
	上記以外の部隊	航空教育集団司令官
航空開発実験集団	飛行開発実験団	飛行開発実験団司令
	上記以外の部隊	航空開発実験集団司令官
幹部候補生学校		幹部候補生学校長
第1術科学校		第1術科学校長
第2術科学校		第2術科学校長
第3術科学校		第3術科学校長
第4術科学校		第4術科学校長
第5術科学校		第5術科学校長
指定部隊等		指定部隊等の長

(准尉、曹又は士たる自衛官の異任)

第30条の2 准尉、曹又は士たる自衛官（第6条第3号に該当する者を除く。）の異任は、当該幕僚長の定めるところにより行う。この場合、特に緊急の必要があるときは、下級者たる部隊等の長の行う異任を上級者たる部隊等の長に一括して行わせることができる。

(1尉以下の自衛官の陸海空相互間の転官)

第31条 1尉以下の自衛官の陸海空相互間の転官は、第26条及び第28条から第30条までの規定にかかわらず、関係幕僚長が協議して、転官先の任免権者が行なう。ただし、尉たる自衛官の転官については、防衛大臣の承認を受けなければならない。

#### 第2節 補職

(陸における2佐又は3佐たる自衛官の補職)

第32条 陸における2佐又は3佐たる自衛官の補職は、第11条から第15条までの規定により防衛大臣が行うもののほか、陸上幕僚長が行う。ただし、陸上幕僚長は、陸上総隊における補職については、その定めるところにより、陸上総隊司令官に、方面隊及び方面総監に隷属する機関における補職については、その定めるところにより、当該方面総監に行わせることができる。

2 前項の規定により陸上幕僚長が補職した者については、陸上総隊司令官及び方面総監は、陸上幕僚長の承認を得て、補職替えをすることができる。

(陸における尉たる自衛官の補職)

第33条 陸における尉たる自衛官の補職は、陸上幕僚長が行う。ただし、陸上幕僚長は、次の表の左欄の部隊等における補職については、その定めるところにより、それぞれ右欄の者に行わせることができる。

陸上総隊	団	団長
	指定部隊	指定部隊の長
	上記以外の部隊	陸上総隊司令官

方面隊	師団	師団長
	旅団	旅団長
	指定部隊	指定部隊の長
	上記以外の部隊	方面総監
指定部隊等		指定部隊等の長

2 陸上幕僚長は、陸上総隊内における尉たる自衛官の補職権者を異にする補職替えについては、その定めるところにより、陸上総隊司令官に、方面隊内又は方面隊及び方面総監に隷属する機関相互間における尉たる自衛官の補職権者を異にする補職替えについては、その定めるところにより、当該方面総監に行わせることができる。

(陸における准尉たる自衛官の補職)

第33条の2 陸における准尉たる自衛官の補職は、当該自衛官の任免権者が行う。ただし、次の表の左欄の部隊等における補職については、それぞれ右欄の者が行うものとする。

陸上総隊	団	団長
	指定部隊	指定部隊の長
	上記以外の部隊	陸上総隊司令官
方面隊	師団	師団長
	旅団	旅団長
	指定部隊	指定部隊の長
指定部隊等		指定部隊等の長

(陸における曹又は士たる自衛官の補職)

第34条 陸における曹又は士たる自衛官の補職は、当該自衛官の任免権者が行なう。

(海における2佐以下の幹部自衛官の補職)

第35条 海における2佐以下の幹部自衛官の補職は、第11条から第15条までの規定により防衛大臣が行なうもののほか、海上幕僚長が行なう。

(海における准尉、曹又は士たる自衛官の補職)

第36条 海における准尉、曹又は士たる自衛官の補職は、当該自衛官の任免権者が行なう。

(空における2佐以下の幹部自衛官の補職)

第37条 空における2佐以下の幹部自衛官の補職は、第11条から第15条までの規定により防衛大臣が行なうもののほか、航空幕僚長が行なう。

(空における准尉、曹又は士たる自衛官の補職)

第38条 空における准尉、曹又は士たる自衛官の補職は、当該自衛官の任免権者が行なう。

(共同の部隊における自衛官の補職)

第39条 自衛隊情報保全隊における自衛官の補職は、第14条第1項の規定により防衛大臣が行なうもののほか、2佐又は3佐たる自衛官については統合幕僚長及び各幕僚長の協議に基づき陸上幕僚長が行い、その他の自衛官については自衛隊情報保全隊司令が行う。

2 自衛隊指揮通信システム隊における自衛官の補職は、第14条第2項の規定により防衛大臣が行なうもののほか、統合幕僚長が行う。

(共同機関における自衛官の補職)



第40条 中央病院における自衛官の補職は、第14条の2の規定により防衛大臣が行うもののほか、中央病院長が行う。

2 陸上幕僚長の監督を受ける地区病院における自衛官の補職は、第14条の2の規定により防衛大臣が行うもののほか、地区病院長を直近の上司とする部長、課長及び医療安全評価官の職については陸上幕僚長が行い、その他の自衛官については、地区病院長が行う。

3 海上幕僚長の監督を受ける地区病院における自衛官の補職は、第14条の2の規定により防衛大臣が行うもののほか、2佐以下の幹部自衛官については海上幕僚長が行い、准尉、曹又は士たる自衛官については当該地方総監が行う。

4 航空幕僚長の監督を受ける地区病院における自衛官の補職は、第14条の2の規定により防衛大臣が行うもののほか、航空幕僚長が行う。

5 体育学校の副校長、室長及び課長並びに地方協力本部の副本部長及び課長の職についての補職は、第14条の2の規定により防衛大臣が行うもののほか、各幕僚長の協議に基づいて、陸上幕僚長が行う。

6 体育学校及び地方協力本部における自衛官の補職は、第14条の2又は前項の規定により防衛大臣及び陸上幕僚長が行うもののほか、体育学校長又は地方協力本部長が行う。

(統合幕僚監部等における自衛官の補職)

第41条 統合幕僚監部等における自衛官の補職は、第11条及び第12条の規定により防衛大臣が行うもののほか、統合幕僚長等又は統合幕僚学校長が行う。

(施設等機関等における自衛官の補職)

第42条 施設等機関、防衛監察本部及び地方防衛局における自衛官の補職は、第11条及び第13条の規定により防衛大臣が行うもののほか、当該施設等機関の長、防衛監察監及び地方防衛局長が行う。

(防衛装備庁における自衛官の補職)

第42条の2 防衛装備庁における自衛官の補職は、第11条及び第14条の3の規定により防衛大臣が行うもののほか、当該幕僚長が行う。

(統合幕僚長との関係)

第42条の3 統合幕僚長は、運用上必要があると認めるときは、第32条第1項、第35条又は第37条に規定する自衛官の補職について、各幕僚長(第32条第1項に規定する補職の場合は陸上幕僚長、陸上総隊司令官又は方面総監)に協議を求めることができる。この場合において、陸上総隊司令官又は方面総監に協議を求める場合には陸上幕僚長を経由して行うものとする。

第3節 入校等

(入校等)

第43条 自衛官の入校等は、第21条の規定により防衛大臣が命ずるもののほか、各幕僚長の定めるところにより、当該自衛官の補職権者又は指定部隊等の長が命ずる。

2 前項の規定により各幕僚長が入校等を命ずることとされる自衛官のうち、防衛装備庁の自衛官については、当該幕僚長は、当該入校等を命じようとする当該自衛官の同庁における勤務の状況その他の事情について、防衛装備庁長官からあらかじめ聴取し、これを考慮するものとする。

第4節 休職及び復職

(2佐以下の自衛官の休職及び復職)

第44条 2佐以下の幹部自衛官の休職及び復職は、第22条の規定により防衛大臣が命ずるもののほか、当該幕僚長が命ずる。ただし、当該幕僚長が休職及び復職を命ずるもののうち、防衛装備庁におけるものについては、当該幕僚長は、当該自衛官の同庁における勤務の状況その他の事情を防衛装備庁長官からあらかじめ聴取するものとする。

2 准尉、曹又は士たる自衛官の休職及び復職は、当該自衛官の任免権者が命ずる。ただし、防衛装備庁における准尉、曹又は士たる自衛官の休職及び復職については、当該幕僚長は、当該自衛官の同庁における勤務の状況その他の事情を防衛装備庁長官からあらかじめ聴取するものとする。

第5節 派遣

(派遣)

第45条 自衛官の派遣は、防衛大臣補職にかかるもののほか、幹部自衛官については

当該幕僚長が、准尉、曹又は士たる自衛官については当該自衛官の任免権者が派遣先と協議して行なう。

第6節 懲戒処分

(懲戒権者)

第46条 自衛官の任免権者は、その任免にかかる自衛官に対しすべての種類の懲戒処分を行なうことができる。ただし、免職及び降任の処分は、任免の例により行なうものとする。

2 本節各条に定める者は、それぞれの規定に従つて懲戒処分を行なうことができる。

(施設等機関の長等の懲戒権)

第47条 施設等機関の長、統合幕僚長、幕僚長、情報本部長、防衛監察監及び地方防衛局長は、所部の自衛官又はその指揮監督下にある自衛官について、将又は将補たる自衛官に対しては軽処分、1佐以下の自衛官に対しては免職及び降任の処分以外の処分を行うことができる。

2 統合幕僚学校長は、その指揮監督下にある1佐以下の自衛官に対し免職及び降任の処分以外の処分を行うことができる。

3 情報本部の通信所長は、その指揮監督下にある幹部自衛官に対しては戒告を、准尉、曹又は士たる自衛官に対し軽処分を行うことができる。

4 情報本部の通信所長は、戒告を超える懲戒処分を行うに当たっては、情報本部長の定めるところにより、事前に又はやむを得ない理由のあるときは事後に、情報本部長の承認を受けなければならない。

(陸における懲戒権者)

第48条 次の表の左欄に掲げる者は、それぞれその指揮監督下にある自衛官に対し右欄の種類及び程度の懲戒処分を行うことができる。

1	陸上総隊司令官	1佐以下の自衛官に対しては、免職及び降任の処分以外の処分
	方面総監	
	師団長	
	旅団長	
	富士学校長	
	教育訓練研究本部長	
	補給統制本部長	
2	団長	佐たる自衛官に対しては、軽処分 1尉以下の自衛官に対しては、免職及び降任の処分以外の処分
	連隊長	
	上記以外の学校長	
	補給処長	
	指定部隊等の長	
3	大隊長	佐たる自衛官に対しては、戒告 尉たる自衛官に対しては、軽処分 准尉、曹又は士たる自衛官に対しては、免職及び降任の処分以外の処分
	指定部隊等の長	
	中隊長	幹部自衛官に対しては、戒告

4	指定部隊等の長	准尉、曹又は士たる自衛官に対しては、軽処分
---	---------	-----------------------

(海における懲戒権者)

第49条 次の表の左欄に掲げる者は、それぞれその指揮監督下にある自衛官に対し右欄の種類及び程度の懲戒処分を行うことができる。

1	自衛艦隊司令官 護衛艦隊司令官 航空集団司令官 潜水艦隊司令官 掃海隊群司令 地方総監 教育航空集団司令官 練習艦隊司令官 幹部学校長 第1術科学校長 補給本部長	1 佐以下の自衛官に対しては、免職及び降任の処分以外の処分
2	護衛隊群司令 海上訓練指導隊群司令 航空群司令 潜水隊群司令 情報業務群司令 開発隊群司令 教育航空群司令 システム通信隊群司令 海洋業務・対潜支援群司令 上記以外の学校長 補給処長 指定部隊等の長	佐たる自衛官に対しては、軽処分 1 尉以下の自衛官に対しては、免職及び降任の処分以外の処分
		佐たる自衛官に対しては、戒告

3	指定部隊等の長	尉たる自衛官に対しては、軽処分 准尉、曹又は士たる自衛官に対しては、免職及び降任の処分以外の処分
4	指定部隊等の長	幹部自衛官に対しては、戒告 准尉、曹又は士たる自衛官に対しては、軽処分

(空における懲戒権者)

第50条 次の表の左欄に掲げる者は、それぞれその指揮監督下にある自衛官に対し右欄の種類及び程度の懲戒処分を行うことができる。

1	航空総隊司令官	1 佐以下の自衛官に対しては、免職及び降任の処分以外の処分
	航空支援集団司令官	
	航空教育集団司令官	
	航空開発実験集団司令官	
	航空方面隊司令官	
	幹部学校長	
	補給本部長	
2	航空団司令	佐たる自衛官に対しては、軽処分 1 尉以下の自衛官に対しては、免職及び降任の処分以外の処分
	航空警戒管制団司令	
	飛行教育団司令	
	上記以外の学校長	
	補給処長	
	指定部隊等の長	
3	指定部隊等の長	佐たる自衛官に対しては、戒告 尉たる自衛官に対しては、軽処分 准尉、曹又は士たる自衛官に対しては、免職及び降任の処分以外の処分
4	指定部隊等の長	幹部自衛官に対しては、戒告 准尉、曹又は士たる自衛官に対しては、軽処分

(懲戒権行使の承認)

第51条 前3条の表のそれぞれ第3項及び第4項に掲げる者は、懲戒処分を行なうにあつては、各幕僚長の定めるところにより、事前に又はやむを得ない理由のあるときは事後に、それぞれ第1項及び第2項に掲げる直近上官又は当該幕僚長の承認を受けなければならない。

(共同の部隊における懲戒権者)

第52条 次の表の左欄に掲げる者は、それぞれその指揮監督下にある自衛官に対し右欄の種類及び程度の懲戒処分を行うことができる。

自衛隊情報保全隊司令	佐たる自衛官に対しては、軽処分
------------	-----------------

	1 尉以下の自衛官に対しては、免職及び降任の処分以外の処分
情報保全隊長	佐たる自衛官に対しては、戒告 尉たる自衛官に対しては、軽処分 准尉、曹又は士たる自衛官に対しては、免職及び降任の処分以外の処分
自衛隊指揮通信システム隊司令	佐たる自衛官に対しては、軽処分 1 尉以下の自衛官に対しては、免職及び降任の処分以外の処分
ネットワーク運用隊長	佐たる自衛官に対しては、戒告 尉たる自衛官に対しては、軽処分 准尉、曹又は士たる自衛官に対しては、免職及び降任の処分以外の処分
サイバー防衛隊長	
中央指揮所運営隊長	幹部自衛官に対しては、戒告 准尉、曹又は士たる自衛官に対しては、軽処分

(共同機関における懲戒権者)

第52条の2 中央病院長及び方面総監は、中央病院又は地方協力本部に勤務する1佐以下の自衛官に対し免職及び降任の処分以外の処分を行うことができる。

2 地区病院長は、その指揮監督下にある自衛官について、佐たる自衛官に対しては軽処分、1尉以下の自衛官に対しては免職及び降任の処分以外の処分を行うことができる。

3 体育学校長は、その指揮監督下にある自衛官について、佐たる自衛官に対しては軽処分、1尉以下の自衛官に対しては免職及び降任の処分以外の処分を行うことができる。

4 地方協力本部長は、当該地方協力本部に勤務する自衛官について、佐たる自衛官に対しては戒告、尉たる自衛官に対しては軽処分、准尉、曹又は士たる自衛官に対しては免職及び降任の処分以外の処分を行うことができる。

(防衛装備庁における懲戒権者)

第52条の3 当該幕僚長は、防衛装備庁の職員である自衛官について、将又は将補たる自衛官に対しては軽処分、1佐以下の自衛官に対しては免職及び降任の処分以外の処分を行うことができる。

(上級の懲戒権者)

第53条 自衛隊法施行規則(昭和29年総理府令第40号)第78条に規定する上級の懲戒権者は、免職及び降任の処分以外の処分については、当該自衛官についてより広範囲の懲戒権を行使することのできる指揮系統上の上官とする。

2 自衛隊法施行規則第80条及び第81条に規定する上級の懲戒権者は、幹部自衛官については当該幕僚長及び防衛大臣とし、准尉、曹又は士たる自衛官については当該自衛官の任免権者、当該幕僚長及び防衛大臣とする。ただし、陸の陸上総隊に所属する自衛官については、陸上総隊司令官を、方面隊及び方面総監に隷属する機関に所属する自衛官については、当該方面総監を、加えるものとする。

第7節 昇給

(陸の幹部自衛官の昇給)

第54条 陸の3佐以上の自衛官の昇給は、第25条第3項の規定により防衛大臣が行う場合のほか、陸上幕僚長が行う。ただし、陸上幕僚長は、陸上総隊に所属する2佐又は3佐たる自衛官の昇給については、その定めるところにより、陸上総隊司令官に、方面隊及び方面総監に隷属する機関に所属する2佐又は3佐たる自衛官の昇給については、その定めるところにより、当該方面総監に行わせることができる。

2 陸の尉たる自衛官の昇給は、陸上幕僚長が行う。ただし、陸上幕僚長は、次の表の左欄の部隊等に所属する者の昇給については、その定めるところにより、それぞれ

れ右欄の者に行わせることができる。

陸上総隊	団	団長
	指定部隊	指定部隊の長
	上記以外の部隊	陸上総隊司令官
方面隊	師団	師団長
	旅団	旅団長
	指定部隊	指定部隊の長
	上記以外の部隊	方面総監
指定部隊等		指定部隊等の長

(陸の准尉、曹又は士たる自衛官の昇給)

第55条 陸の准尉又は曹たる自衛官の昇給は、当該自衛官の任免権者が行う。ただし、内部部局に所属する者の昇給については陸上幕僚長が、次の表の左欄の部隊に所属する者の昇給についてはそれぞれ右欄の者が行うものとする。

団	団長
連隊	連隊長
指定部隊	指定部隊の長

2 陸の士たる自衛官の昇給は、当該自衛官の任免権者が行う。ただし、内部部局に所属する者の昇給については、陸上幕僚長が行うものとする。

(海の幹部自衛官の昇給)

第56条 海の幹部自衛官の昇給は、第25条第3項の規定により防衛大臣が行う場合のほか、海上幕僚長が行う。

(海の准尉、曹又は士たる自衛官の昇給)

第57条 海の准尉、曹又は士たる自衛官の昇給は、当該自衛官の任免権者が行う。ただし、内部部局に所属する者の昇給については、横須賀地方総監が行うものとする。

(空の幹部自衛官の昇給)

第58条 空の幹部自衛官の昇給は、第25条第3項の規定により防衛大臣が行う場合のほか、航空幕僚長が行う。

(空の准尉、曹又は士たる自衛官の昇給)

第59条 空の准尉、曹又は士たる自衛官の昇給は、当該自衛官の任免権者が行う。ただし、内部部局に所属する者の昇給については航空幕僚長が、指定部隊に所属する者の昇給については指定部隊の長が行うものとする。

(防衛装備庁における自衛官の昇給)

第59条の2 防衛装備庁における自衛官の昇給は、第25条第3項の規定により防衛大臣が行う場合のほか、当該幕僚長が行う。この場合において、当該幕僚長は、防衛装備庁長官が行う当該自衛官の人事評価等（自衛隊法第31条第3項に規定する人事評価をいい、国際機関又は民間企業に派遣されていたことその他の事情により、当該人事評価が行われていない場合にあっては、当該人事評価以外の能力の実証をいう。）に基づき、適切に行わなければならない。

2 前項の規定による昇給のうち、各幕僚長は、防衛装備庁の自衛官に対する優良昇給を行ったときは、遅滞なく、別記様式に準じて防衛装備庁長官に通知するものとする。この場合において、別記様式中「報告」とあるのは「通知」と、「防衛大臣」とあるのは「防衛装備庁長官」とする。

(統合幕僚長との関係)

第59条の3 統合幕僚長は、運用上必要があると認めるときは、第54条第1項、第56条又は第58条に規定する自衛官の昇給のうち、3佐以上の自衛官に対する優良昇給(第25条第3項に規定するものを除く。)を行うことを各幕僚長に求めることができる。

#### 第4章 事務官等に関する任命権の委任

##### 第1節 任免

(3級の事務官等の任免)

第60条 3級の事務官等(次項に掲げる者を除く。)の任免は、当該施設等機関の長、統合幕僚長、当該幕僚長、情報本部長又は防衛監察監が行う。ただし、その採用及び免職については、防衛大臣の承認を受けなければならない。

2 自衛隊指揮通信システム隊の3級の事務官等の任免は、統合幕僚長が行う。ただし、その採用及び免職については、防衛大臣の承認を受けなければならない。

(陸の2級以下の事務官等の任免)

第61条 陸の2級以下の事務官等の任免は、次の表の左欄の部隊等に所属する者についてそれぞれ右欄の者が行うほか、陸上幕僚長が行う。

陸上総隊	陸上総隊司令官
方面隊	方面総監
指定部隊等	指定部隊等の長

(海の2級以下の事務官等の任免)

第62条 海の2級以下の事務官等の任免は、指定部隊等に所属する者について海上幕僚長が行うほか、当該地方総監が行う。

(空の2級以下の事務官等の任免)

第63条 空の2級以下の事務官等の任免は、次の表の左欄の部隊等に所属する者についてそれぞれ右欄の者が行うほか、航空幕僚長が行う。

航空総隊(指定部隊を除く。)	航空総隊司令官
航空支援集団	航空支援集団司令官
航空教育集団	航空教育集団司令官
航空開発実験集団	航空開発実験集団司令官
指定部隊等	指定部隊等の長

(共同機関の2級以下の事務官等の任免)

第63条の2 共同機関の2級以下の事務官等の任免は、第61条から第63条までの規定にかかわらず次の表の左欄の機関に所属する者についてそれぞれ右欄の者が行う。

体育学校	陸上幕僚長
中央病院	中央病院長
陸上幕僚長の監督を受ける地区病院	当該方面総監
海上幕僚長の監督を受ける地区病院	当該地方総監
航空幕僚長の監督を受ける地区病院	航空幕僚長
地方協力本部	当該方面総監

(2級以下の事務官等の任免の特例)

第63条の3 陸海空又は共同機関の2級以下の事務官等(自衛隊法第36条の2第2項の規定により採用された隊員に限る。)の任免は、第61条から前条までの規定にかかわらず、当該幕僚長が行う。

(防衛大学校等、地方防衛局及び自衛隊指揮通信システム隊の2級以下の事務官等の任免)

第64条 防衛大学校等及び地方防衛局の2級以下の事務官等の任免は、当該施設等機関の長、統合幕僚長、情報本部長、防衛監察監又は地方防衛局長が行う。

2 自衛隊指揮通信システム隊の2級以下の事務官等の任免は、統合幕僚長が行う。

(3級以下の事務官等の昇任等)

第64条の2 3級以下の事務官等の任免権者を異にする昇任、降任、転任、転官及び併任は、第60条から前条までの規定にかかわらず、関係任免権者が協議して、昇任、降任、転任、転官又は併任先の官職に係る任免権者が行う。

2 前項の協議については、陸海空にあつては当該幕僚長の指示をもつて、これに代えることができる。

第2節 削除

第65条から第69条まで 削除

第3節 入校等

(入校等)

第70条 事務官等の入校等は、第21条第2項の規定により防衛大臣が命ずるもののほか、次の各号に定めるところによる。

(1) 防衛大学校等の事務官等及び地方防衛局の2級以下の事務官等の入校等は、当該施設等機関の長、統合幕僚長、情報本部長、防衛監察監又は地方防衛局長が命ずる。

(2) 陸海空の事務官等の入校等は、4級以上の事務官等の入校等については当該幕僚長が、3級以下の事務官等の入校等については当該事務官等の任免権者が命ずる。

(3) 自衛隊指揮通信システム隊の事務官等の入校等は、統合幕僚長が命ずる。

(4) 共同機関の事務官等の入校等は、4級以上の事務官等の入校等については当該幕僚長が、3級以下の事務官等の入校等については当該事務官等の任免権者が命ずる。

第4節 休職及び復職

(陸海空の3級以下の事務官等の休職及び復職)

第71条 陸海空の3級以下の事務官等の休職及び復職は、当該事務官等の任免権者が命ずる。

(防衛大学校等、地方防衛局及び自衛隊指揮通信システム隊の事務官等の休職及び復職)

第72条 防衛大学校等及び地方防衛局の事務官等の休職及び復職は、第22条の規定により防衛大臣が命ずるもののほか、当該施設等機関の長、統合幕僚長、情報本部長、防衛監察監又は地方防衛局長が命ずる。

2 自衛隊指揮通信システム隊の事務官等の休職及び復職は、第22条の規定により防衛大臣が命ずるもののほか、統合幕僚長が命ずる。

第5節 懲戒処分

(懲戒権者)

第73条 事務官等の任免権者は、その任免にかかる事務官等に対しすべての種類の懲戒処分を行うことができる。ただし、免職及び降任の処分は、任免の例により行うものとする。

2 本節各条に定める者は、それぞれの規定に従つて懲戒処分を行うことができる。

(施設等機関の長等の懲戒権)

第74条 施設等機関の長、統合幕僚長、幕僚長、情報本部長、防衛監察監及び地方防衛局長は、所部の事務官等又はその指揮監督下にある事務官等(統合幕僚長にあつては、自衛隊指揮通信システム隊の事務官等を含む。)について、7級以上の者に対しては軽処分、6級以下の者に対しては免職及び降任の処分以外の処分を行うことができる。



(陸海空又は共同機関における懲戒権者)

第75条 陸海空の2級以下の事務官等の任免権者は、それぞれその指揮監督下にある6級以下の事務官等に対し軽処分を行うことができる。

2 共同機関の2級以下の事務官等の任免権者は、それぞれその指揮監督下にある6級以下の事務官等に対し軽処分を行うことができる。

3 地方協力本部長は、当該地方協力本部に勤務する2級以下の事務官等に対し軽処分を行うことができる。ただし、処分を行うにあたって、地方協力本部長は、事前に又はやむを得ない理由のあるときは事後に、方面総監の承認を受けなければならない。

(上級の懲戒権者)

第76条 自衛隊法施行規則第78条、第80条及び第81条に規定する上級の懲戒権者は、陸海空の3級以上の事務官等については当該幕僚長及び防衛大臣とし、2級以下の事務官等については当該事務官等の任免権者、当該幕僚長及び防衛大臣とし、防衛大学校等、地方防衛局及び自衛隊指揮通信システム隊の事務官等については防衛大臣とする。ただし、陸の方面総監に隷属する機関に所属する事務官等については、当該方面総監を加えるものとする。

第6節 昇給

(陸海空の事務官等の昇給)

第77条 陸海空の4級以上の事務官等の標準昇給は、当該幕僚長が行う。

2 陸(陸上幕僚長の監督を受ける地区病院を含む。)の3級以下の事務官等の標準昇給は、次の表の左欄の部隊等に所属する者について、それぞれ右欄の者が行うほか、当該事務官等の任免権者が行う。

陸上総隊	陸上総隊司令官
方面隊	方面総監
中央病院	中央病院長
地区病院	方面総監
地方協力本部	方面総監
指定部隊等	指定部隊等の長

3 海(海上幕僚長の監督を受ける地区病院を含む。)の3級以下の事務官等の標準昇給は、当該事務官等の任免権者が行う。

4 空(航空幕僚長の監督を受ける地区病院を含む。)の3級の事務官等の標準昇給は、次の表の左欄の部隊等に所属する者についてそれぞれ右欄の者が行うほか、航空幕僚長が行う。

航空総隊	航空方面隊	航空方面隊司令官
	上記以外の部隊	航空総隊司令官
航空支援集団	航空支援集団司令官	
航空教育集団	航空教育集団司令官	
幹部候補生学校		
第1術科学校		
第2術科学校		

第3術科学校	
第4術科学校	
第5術科学校	
航空開発実験集団	航空開発実験集団司令官
指定部隊等	指定部隊等の長

5 空の2級以下の事務官等の標準昇給は、次の表の左欄の部隊等に所属する者についてそれぞれ右欄の者が行うほか、航空幕僚長が行う。

航空総隊	航空方面隊	航空団	航空団司令
		航空警戒管制団	航空警戒管制団司令
		高射群	高射群司令
		上記以外の部隊	航空方面隊司令官
	航空救難団		航空救難団司令
	航空戦術教導団		航空戦術教導団司令
	上記以外の部隊		航空総隊司令官
航空支援集団	輸送航空隊		輸送航空隊司令
	航空保安管制群		航空保安管制群司令
	航空気象群		航空気象群司令
	上記以外の部隊		航空支援集団司令官
航空教育集団	航空団		航空団司令
	飛行教育団		飛行教育団司令
	航空教育隊		航空教育隊司令
	教材整備隊		教材整備隊司令
	上記以外の部隊		航空教育集団司令官
航空開発実験集団	飛行開発実験団		飛行開発実験団司令
	航空医学実験隊		航空医学実験隊司令
	上記以外の部隊		航空開発実験集団司令官
幹部候補生学校			幹部候補生学校長
第1術科学校			第1術科学校長

第2術科学校	第2術科学校長
第3術科学校	第3術科学校長
第4術科学校	第4術科学校長
第5術科学校	第5術科学校長
指定部隊等	指定部隊等の長

6 陸海空又は共同機関の3級以下の事務官等の優良昇給は、当該事務官等の任免権者が行う。

(防衛大学校等、地方防衛局及び自衛隊指揮通信システム隊の事務官等の昇給)

第78条 防衛大学校等及び地方防衛局の事務官等の標準昇給は、当該施設等機関の長、統合幕僚長、情報本部長、防衛監察監又は地方防衛局長が行う。

2 自衛隊指揮通信システム隊の事務官等の標準昇給は、統合幕僚長が行う。

3 防衛大学校等の3級以下の事務官等の優良昇給は、当該施設等機関の長、統合幕僚長、情報本部長又は防衛監察監が行う。

4 自衛隊指揮通信システム隊の3級以下の事務官等の優良昇給は、統合幕僚長が行う。

5 地方防衛局の2級以下の事務官等の優良昇給は、地方防衛局長が行う。

第5章 自衛官候補生、防衛大学校又は防衛医科大学校の学生、陸上自衛隊高等工科大学校の生徒、予備自衛官、即応予備自衛官、予備自衛官補、非常勤の隊員及び臨時的任用の隊員に関する任命権の委任

(自衛官候補生)

第79条 自衛官候補生の任免及び教育入隊は、陸にあつては独立の教育大隊又は指定部隊等の長が、海にあつては当該地方総監が、空にあつては航空教育隊司令が行う。

2 自衛官候補生の任免権者は、その任免にかかる自衛官候補生に対しすべての種類の懲戒処分を行うことができる。ただし、次の各号に掲げる処分は、それぞれ当該各号に定める者が行うことができる。

(1) 免職及び降任以外の処分 海にあつては教育隊司令、空にあつては教育群司令

(2) 軽処分 陸にあつては中隊長、空にあつては教育大隊長

(防衛大学校又は防衛医科大学校の学生)

第79条の2 防衛大学校又は防衛医科大学校の学生(防衛省設置法(昭和29年法律第164号)第16条第1項第3号の教育訓練を受けている者を除く。)の採用、休学、復学及び退校は、防衛大学校長又は防衛医科大学校長が行う。ただし、採用及び退校(本人の願いによるものを除く。)については、防衛大臣の承認を受けなければならない。

2 行動時等にあつては、前項ただし書の規定中「採用及び退校(本人の願いによるものを除く。)」は、「採用及び退校」と読み替えるものとする。

(陸上自衛隊高等工科大学校の生徒)

第79条の3 陸上自衛隊高等工科大学校の生徒の採用は、陸上幕僚長が行う。

2 陸上自衛隊高等工科大学校の生徒の休学、復学及び退校は、陸上自衛隊高等工科大学校の校長が行う。ただし、退校(本人の願いによるものを除く。)については、陸上幕僚長の承認を受けなければならない。

3 行動時等にあつては、前項ただし書の規定中「退校(本人の願いによるものを除く。)」は、「退校」と読み替えるものとする。

(1尉以下の階級を指定する予備自衛官)

第80条 1尉以下の階級を指定する予備自衛官の採用、継続任用、階級の指定、昇進、任官、退職及び免職は、尉の階級を指定する者については防衛大臣の承認を得て当該幕僚長が、准尉以下の階級を指定する者については当該幕僚長の指示を得て地方協力本部長が行う。

(陸の2尉又は3尉の階級を指定する即応予備自衛官)

第81条 陸の2尉又は3尉の階級を指定する即応予備自衛官の採用、継続任用(自衛隊法第75条の8において準用する同法第68条第2項の規定により任用期間が終了した後引き続き即応予備自衛官に任命することをいう。第83条において同じ。)、階

級の指定、昇進、退職及び免職は、防衛大臣の承認を得て、陸上幕僚長が行う。

(陸の准尉、曹、士長又は1士の階級を指定する即応予備自衛官の採用及び階級の指定)

第82条 陸の准尉、曹、士長又は1士の階級を指定する即応予備自衛官の採用及び階級の指定は、方面総監が行う。

(陸の准尉、曹、士長又は1士の階級を指定された即応予備自衛官の継続任用、昇進、退職及び免職)

第83条 陸の准尉の階級を指定された即応予備自衛官の継続任用、昇進、退職及び免職は、当該即応予備自衛官について指定されている部隊が方面隊に属する部隊である者にあつては当該方面隊の方面総監が行うほか、当該即応予備自衛官について指定されている部隊が警務隊隷下の部隊である者にあつては警務隊長が行う。

2 陸の曹の階級を指定された即応予備自衛官の継続任用、昇進、退職及び免職は、当該即応予備自衛官について指定されている部隊が師団、旅団若しくは団に属する部隊又は方面後方支援隊である者にあつては当該師団、旅団若しくは団の師団長、旅団長若しくは団長又は方面後方支援隊長が、当該即応予備自衛官について指定されている部隊が警務隊隷下の部隊である者にあつては警務隊長が行うほか、方面総監が行う。

3 陸の士長又は1士の階級を指定された即応予備自衛官の継続任用、昇進、退職及び免職は、当該即応予備自衛官について指定されている部隊が連隊である者にあつては当該連隊の連隊長が、指定されている部隊が指定部隊である者にあつては当該指定部隊の長が、指定されている部隊が警務隊隷下の部隊である者にあつては警務隊長が行うほか、当該即応予備自衛官について指定されている部隊が属する師団、旅団又は団の師団長、旅団長又は団長が行う。

(陸における2尉又は3尉の階級を指定された即応予備自衛官に対する部隊の指定)

第84条 陸における2尉又は3尉の階級を指定された即応予備自衛官に対する部隊の指定については、陸上幕僚長が行う。

(陸における准尉、曹、士長又は1士の階級を指定された即応予備自衛官に対する部隊の指定)

第85条 陸における准尉、曹、士長又は1士の階級を指定された即応予備自衛官に対する部隊の指定については、当該即応予備自衛官の採用及び階級の指定時においては方面総監が、それ以外の場合においては第83条各項に規定する者が行う。

(予備自衛官補)

第85条の2 予備自衛官補の任免、服務、服装等に関する訓令(平成28年防衛省訓令第44号)第2条第4号に規定する予備自衛官補(一般)の採用、修了期限の延長、退職及び免職は陸上幕僚長の指示を得て、地方協力本部長が行う。

2 予備自衛官補(技能)の採用、退職及び免職は防衛大臣の承認を得て、陸上幕僚長又は海上幕僚長が行う。

(非常勤の隊員)

第86条 非常勤の隊員(自衛隊法第44条の5第1項に規定する短時間勤務の官職を占める隊員を除く。)の任免は、別に定めるもののほか、次によつて行う。

(1) 講師又は専門職の場合

施設等機関の長、統合幕僚長、幕僚長、情報本部長、防衛監察監及び地方防衛局長が行う。

(2) 事務補助、技術補助、技能職又は労務職の場合

2級以下の事務官等の例による。

(3) 防衛省設置法第16条第1項第3号の教育訓練を受けている者の場合

防衛医科大学校長が行う。

2 非常勤の隊員の懲戒処分は、事務官等の例により行う。

(臨時的任用の隊員)

第87条 臨時的任用の隊員の任免及び懲戒処分は、2級以下の事務官等の例により行う。

附 則

1 この訓令中長官の任命権行使にかかる部分は昭和36年2月3日から、その他の部分は同年4月1日から施行する。

2 任命権の委任に関する訓令（昭和30年防衛庁訓令第5号）は、廃止する。

附 則（昭和36年7月15日庁訓第34号）

この訓令は、昭和36年7月15日から施行する。ただし、統合幕僚学校にかかる部分は、同年8月1日から施行する。

附 則（昭和36年7月28日庁訓第44号）

この訓令は、昭和36年8月17日から施行する。ただし、海にかかる部分は、同年9月1日から施行する。

附 則（昭和36年10月2日庁訓第60号）

この訓令は、昭和36年10月2日から施行する。

附 則（昭和36年12月12日庁訓第75号）

1 この訓令は、昭和37年1月18日から施行する。

2 この訓令施行の日から自衛隊法の一部を改正する法律（昭和36年法律第126号）附則第1項の指定の日までの間は、同法附則第2項前段の規定によりなお存続する管区隊又は混成団については、この訓令中「師団」とあるのは「管区隊又は混成団」と、「師団長」とあるのは「管区総監又は混成団長」と読み替えるものとする。

附 則（昭和36年12月25日庁訓第82号）

この訓令は、昭和37年1月1日から施行する。

附 則（昭和37年4月23日庁訓第28号）（抄）

1 この訓令は、昭和37年5月1日から施行する。

附 則（昭和37年5月1日庁訓第30号）

この訓令は、昭和37年5月1日から施行する。

附 則（昭和37年6月29日庁訓第40号）

この訓令は、昭和37年7月1日から施行する。

附 則（昭和37年8月31日庁訓第56号）

この訓令は、昭和37年9月1日から施行する。

附 則（昭和37年9月25日庁訓第57号）

この訓令は、昭和37年10月1日から施行する。

附 則（昭和37年10月29日庁訓第68号）

この訓令は、昭和37年11月1日から施行する。

附 則（昭和37年12月13日庁訓第83号）

この訓令は、昭和37年12月13日から施行する。

附 則（昭和38年3月26日庁訓第11号）

この訓令は、昭和38年3月26日から施行する。

附 則（昭和38年7月19日庁訓第33号）

この訓令は、昭和38年7月19日から施行する。

附 則（昭和38年8月20日庁訓第40号）

この訓令は、昭和38年9月1日から施行する。

附 則（昭和39年1月29日庁訓第1号）

この訓令は、昭和39年2月1日から施行する。

附 則（昭和39年3月31日庁訓第8号）

この訓令は、昭和39年4月1日から施行する。ただし、第24条第3項の改正規定は、昭和39年2月28日から施行する。

附 則（昭和39年9月18日庁訓第35号）

この訓令は、昭和39年9月18日から施行する。ただし、教育職俸給表（二）に係る部分は、同年4月1日から施行する。

附 則（昭和39年10月26日庁訓第42号）

この訓令は、昭和39年12月1日から施行する。

附 則（昭和40年1月30日庁訓第5号）

この訓令は、昭和40年2月1日から施行する。

附 則（昭和40年3月5日庁訓第14号）

1 この訓令は、昭和40年3月5日から施行する。ただし、第14条及び第66条第2項の改正規定は、昭和40年4月1日から施行する。

2 第2条第6号、第7条、第8条、第24条、第25条、第74条、第75条及び別表の改正規定は、昭和39年9月1日から適用する。

附 則（昭和41年2月3日庁訓第1号）

この訓令は、昭和41年2月3日から施行する。

附 則 (昭和41年4月1日庁訓第11号)

この訓令は、昭和41年4月1日から施行する。

附 則 (昭和41年7月1日陸上自衛隊訓令第9号) (抄)

1 この訓令は、昭和41年7月1日から施行する。

附 則 (昭和42年7月26日庁訓第14号)

この訓令は、昭和42年7月28日から施行する。

附 則 (昭和42年10月1日庁訓第24号)

この訓令は、昭和42年10月1日から施行する。

附 則 (昭和42年10月20日庁訓第29号)

この訓令は、昭和42年12月1日から施行する。

附 則 (昭和43年3月15日庁訓第8号)

この訓令は、昭和43年3月16日から施行する。

附 則 (昭和44年3月13日庁訓第4号)

この訓令は、昭和44年3月15日から施行する。

附 則 (昭和44年7月29日庁訓第33号)

この訓令は、昭和44年7月29日から施行する。

附 則 (昭和44年9月29日庁訓第39号)

この訓令は、昭和44年10月1日から施行する。

附 則 (昭和45年3月2日庁訓第3号)

この訓令は、昭和45年3月2日から施行する。

附 則 (昭和45年6月18日庁訓第26号) (抄)

1 この訓令は、昭和45年6月22日から施行する。

附 則 (昭和46年6月28日庁訓第32号)

この訓令は、昭和46年7月1日から施行する。

附 則 (昭和47年10月9日庁訓第48号)

この訓令は、昭和47年10月11日から施行する。

附 則 (昭和48年2月13日庁訓第5号)

この訓令は、昭和48年2月22日から施行する。

附 則 (昭和48年4月12日庁訓第17号)

この訓令は、昭和48年4月12日から施行する。

附 則 (昭和48年10月16日庁訓第51号)

この訓令は、昭和48年10月16日から施行する。

附 則 (昭和48年11月27日庁訓第60号)

この訓令は、昭和48年11月27日から施行する。

附 則 (昭和49年3月26日庁訓第7号)

この訓令は、昭和49年3月26日から施行する。

附 則 (昭和49年4月11日庁訓第27号)

この訓令は、昭和49年4月11日から施行する。

附 則 (昭和50年4月2日庁訓第14号)

この訓令は、昭和50年4月2日から施行する。

附 則 (昭和50年4月17日庁訓第24号) (抄)

1 この訓令は、昭和50年4月18日から施行する。

附 則 (昭和50年7月14日庁訓第30号)

この訓令は、昭和50年7月15日から施行する。

附 則 (昭和50年8月26日庁訓第37号)

この訓令は、昭和50年9月1日から施行する。

附 則 (昭和51年5月10日庁訓第17号)

この訓令は、昭和51年5月10日から、第15条第1項の改正規定は、昭和51年5月11日から施行する。

附 則 (昭和52年4月18日庁訓第16号)

1 この訓令は、昭和52年4月18日から施行する。

2 改正後の任命権に関する訓令第11条及び別表並びに勤務評定に関する訓令別表の規定は、昭和52年4月1日から適用する。

附 則 (昭和53年3月27日庁訓第8号)

この訓令は、昭和53年3月31日から施行する。

附 則 (昭和53年7月1日庁訓第30号)

この訓令は、昭和53年7月1日から施行する。

附 則 (昭和54年4月4日庁訓第14号)

この訓令は、昭和54年4月4日から施行する。

附 則 (昭和55年3月13日庁訓第1号)

この訓令は、昭和55年3月17日から施行する。

附 則 (昭和55年4月5日庁訓第17号)

この訓令は、昭和55年4月5日から施行する。

附 則 (昭和55年12月5日庁訓第40号) (抄)

1 この訓令は、昭和55年12月5日から施行する。

3 この訓令の施行の際現に1等陸曹、1等海曹又は1等空曹である飛行幹部候補生に対しては、改正後の幹部候補者たる自衛官の任用等に関する訓令第12条の規定にかかわらず、同条に規定する幹部自衛官の実務を行うことを命ずることができる。

4 この訓令の施行の際現に飛行幹部候補生である1等陸曹、1等海曹、1等空曹又は2等陸曹たる自衛官の昇任については、改正後の幹部候補者たる自衛官の任用等に関する訓令第13条第5項の規定にかかわらず、別に定めるところによる。

附 則 (昭和56年2月10日庁訓第1号)

この訓令は、昭和56年2月10日から施行する。ただし、第9条中俸給の特別調整額に関する訓令別表ハの改正規定及び第15条の改正規定は、同年3月25日から施行する。

附 則 (昭和56年3月26日庁訓第10号)

この訓令は、昭和56年3月27日から施行する。

附 則 (昭和56年7月15日庁訓第34号)

この訓令は、昭和56年7月15日から施行する。

附 則 (昭和57年3月20日庁訓第3号)

この訓令は、昭和57年3月27日から施行する。

附 則 (昭和57年6月1日庁訓第21号)

この訓令は、昭和57年6月1日から施行する。

附 則 (昭和59年4月11日庁訓第20号)

この訓令は、昭和59年4月11日から施行する。

附 則 (昭和59年6月30日庁訓第37号) (抄)

1 この訓令は、昭和59年7月1日から施行する。

附 則 (昭和59年6月30日庁訓第38号)

この訓令は、昭和59年7月2日から施行する。

附 則 (昭和60年3月30日庁訓第11号)

この訓令は、昭和60年3月31日から施行する。

附 則 (昭和60年4月6日庁訓第19号)

この訓令は、昭和60年4月6日から施行する。

附 則 (昭和60年12月21日庁訓第42号) (抄)

1 この訓令は、昭和60年12月21日から施行する。ただし、第2条の規定並びに第3条、第5条、第14条及び第18条の規定中一般職の職員の給与に関する法律の題名を改める規定は、昭和61年1月1日から施行する。

附 則 (昭和63年4月8日庁訓第21号)

この訓令は、昭和63年4月8日から施行する。

附 則 (平成元年3月16日庁訓第21号)

この訓令は、平成元年3月16日から施行する。

附 則 (平成2年4月7日庁訓第10号) (抄)

1 この訓令は、平成2年4月7日から施行する。

附 則 (平成2年9月29日庁訓第36号)

この訓令は、平成2年10月1日から施行する。

附 則 (平成4年2月15日庁訓第3号)

この訓令は、平成4年2月15日から施行する。

附 則 (平成4年8月10日庁訓第49号)

この訓令は、平成4年8月10日から施行する。

附 則 (平成5年4月1日庁訓第28号)

この訓令は、平成5年7月1日から施行する。

附 則 (平成5年4月1日庁訓第29号)

この訓令は、平成5年4月1日から施行する。

附 則 (平成6年1月12日庁訓第1号)

この訓令は、平成6年1月20日から施行する。

附 則 (平成7年3月28日庁訓第13号)

この訓令は、平成7年3月30日から施行する。

附 則 (平成7年6月27日庁訓第39号)

この訓令は、平成7年6月30日から施行する。

附 則 (平成7年6月29日庁訓第44号)

この訓令は、平成7年7月1日から施行する。

附 則 (平成8年5月11日庁訓第30号)

この訓令は、平成8年5月11日から施行する。

附 則 (平成8年9月25日庁訓第47号)

この訓令は、平成8年10月1日から施行する。

附 則 (平成8年9月25日庁訓第48号)

この訓令は、平成8年10月1日から施行する。

附 則 (平成9年1月17日庁訓第3号)

この訓令は、平成9年1月20日から施行する。

附 則 (平成9年4月1日庁訓第18号)

この訓令は、平成9年4月1日から施行する。

附 則 (平成9年6月30日庁訓第31号)

この訓令は、平成9年7月1日から施行する。

附 則 (平成10年3月10日庁訓第5号)

この訓令は、平成10年3月11日から施行する。

附 則 (平成10年3月25日庁訓第12号) (抄)

1 この訓令は、平成10年3月26日から施行する。

附 則 (平成10年4月9日庁訓第30号)

この訓令は、平成10年4月9日から施行する。

附 則 (平成10年4月24日庁訓第33号)

この訓令は、平成10年4月24日から施行する。

附 則 (平成10年12月2日庁訓第46号)

この訓令は、平成10年12月8日から施行する。

附 則 (平成11年3月19日庁訓第8号)

この訓令は、平成11年3月29日から施行する。

附 則 (平成12年3月6日庁訓第14号)

この訓令は、平成12年3月9日から施行する。ただし、掃海業務支援隊に係る改正規定は、同月13日から施行する。

附 則 (平成12年3月31日庁訓第44号)

この訓令は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成12年8月8日庁訓第87号)

この訓令は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 (平成13年1月6日庁訓第2号) (抄)

1 この訓令は、平成13年1月6日から施行する。

附 則 (平成13年3月26日庁訓第24号) (抄)

1 この訓令は、平成13年3月27日から施行する。

附 則 (平成13年6月8日庁訓第65号) (抄)

1 この訓令は、平成13年6月8日から施行する。

附 則 (平成13年6月27日庁訓第68号)

この訓令は、平成13年7月1日から施行する。

附 則 (平成14年3月18日庁訓第4号)

この訓令は、平成14年3月27日から施行する。

附 則 (平成14年3月22日庁訓第11号)

この訓令は、平成14年3月22日から施行する。

附 則 (平成14年3月29日庁訓第37号)



この訓令は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成16年3月30日庁訓第28号）

この訓令は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成16年4月23日庁訓第50号）（抄）

1 この訓令は、平成16年5月1日から施行する。

附 則（平成16年10月28日庁訓第77号）

この訓令は、平成16年10月28日から施行する。

附 則（平成17年3月28日庁訓第30号）

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年7月29日庁訓第63号）（抄）

1 この訓令は、平成17年7月29日から施行する。

附 則（平成18年3月24日陸自訓第7号）（抄）

1 この訓令は、平成18年3月27日から施行する。

附 則（平成18年3月27日庁訓第33号）

この訓令は、平成18年3月27日から施行する。

附 則（平成18年3月31日庁訓第63号）（抄）

（施行期日）

第1条 この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年7月28日庁訓第83号）（抄）

1 この訓令は、平成18年7月31日から施行する。

附 則（平成18年12月5日庁訓第105号）（抄）

（施行期日）

1 この訓令は、平成18年12月5日から施行する。

附 則（平成19年1月5日庁訓第1号）（抄）

（施行期日）

1 この訓令は、平成19年1月9日から施行する。

附 則（平成19年1月31日省訓第4号）（抄）

1 この訓令は、平成19年4月9日から施行する。

附 則（平成19年3月27日省訓第10号）

この訓令は、平成19年3月28日から施行する。

附 則（平成19年3月30日省訓第28号）（抄）

（施行期日）

1 この訓令は、平成19年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

附 則（平成19年7月3日省訓第41号）（抄）

（施行期日）

1 この訓令は、平成19年7月3日から施行する。

附 則（平成19年8月30日省訓第145号）（抄）

（施行期日）

1 この訓令は、平成19年9月1日から施行する。

附 則（平成19年8月31日省訓第156号）（抄）

1 この訓令は、平成19年9月1日から施行する。

附 則（平成20年3月25日省訓第12号）（抄）

（施行期日）

1 この訓令は、平成20年3月26日から施行する。

附 則（平成20年3月31日省訓第31号）

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年7月17日省訓第44号）（抄）

1 この訓令は、平成20年7月17日から施行する。

附 則（平成20年9月19日省訓第50号）（抄）

1 この訓令は、平成20年9月19日から施行する。

附 則（平成21年3月25日省訓第14号）（抄）

1 この訓令は、平成21年3月27日から施行する。

附 則（平成21年3月25日省訓第16号）

1 この訓令は、平成21年3月26日から施行する。

附 則（平成21年3月27日省訓第22号）

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年7月29日省訓第48号）

この訓令は、平成21年8月1日から施行する。

附 則（平成21年10月22日省訓第60号）

この訓令は、平成21年10月22日から施行する。

附 則（平成21年11月10日省訓第61号）（抄）

1 この訓令は、平成21年11月10日から施行する。

附 則（平成21年12月25日省訓第66号）（抄）

1 この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年4月1日省訓第15号）

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年6月30日省訓第29号）（抄）

（施行期日）

1 この訓令は、平成22年7月1日から施行する。

附 則（平成22年9月30日省訓第35号）（抄）

（施行期日）

1 この訓令は、平成22年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 防衛省設置法等の一部を改正する法律附則第5条の規定によりその階級及び俸給についてなお従前の例によることとされた3等陸士（以下「従前の例によることとされた3等陸士」という。）である自衛官に対する第2条の規定による改正後の任命権に関する訓令第28条第3項、第44条第2項及び第48条の規定の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成23年4月1日省訓第16号）（抄）

（施行期日）

1 この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成23年4月22日省訓第20号）

この訓令は、平成23年4月22日から施行する。

附 則（平成23年8月30日省訓第32号）

この訓令は、平成23年9月1日から施行する。

附 則（平成24年4月6日省訓15号）（抄）

1 この訓令は、平成24年4月6日から施行する。

附 則（平成25年3月22日省訓16号）

この訓令は、平成25年3月26日から施行する。ただし、第13条の規定（自衛隊の災害派遣に関する訓令第3条の改正規定中第22号を第23号とし、第21号の次に1号を加える部分を除く。）は、平成25年3月22日から施行する。

附 則（平成25年3月28日省訓第24号）（抄）

第1条 この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成25年5月16日省訓37号）（抄）

1 この訓令は、平成25年5月16日から施行する。ただし、第2条中技術研究本部の内部組織に関する訓令第22条第6項の改正規定は、同年10月1日から施行する。

附 則（平成25年12月16日省訓55号）（抄）

1 この訓令は、平成26年1月1日から施行する。

附 則（平成26年2月21日省訓第4号）（抄）

（施行期日）

1 この訓令は、国家公務員の配偶者同行休業に関する法律の施行の日（平成26年2月21日）から施行する。

附 則（平成26年3月24日省訓第10号）

この訓令は、平成26年3月26日から施行する。

附 則（平成26年3月31日省訓第22号）（抄）

1 この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月31日省訓第23号）

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年5月30日省訓第35号）（抄）

（施行期日）

1 この訓令は、国家公務員法等の一部を改正する法律の施行の日（平成26年5月30日）から施行する。

（任免等の効力）

3 この訓令の施行の日前にこの訓令による改正前のそれぞれの訓令の規定によってした任免等の行為であって、この訓令による改正後のそれぞれの訓令に相当の規定があるものは、この訓令による改正後のそれぞれの訓令の相当の規定によってしたものとみなす。

附 則（平成26年7月24日省訓第40号）

この訓令は、平成26年7月25日から施行する。

附 則（平成26年7月31日省訓第60号）

この訓令は、平成26年8月1日から施行する。

附 則（平成26年7月31日省訓第61号）

この訓令は、平成26年8月1日から施行する。

附 則（平成27年10月1日省訓第39号）（抄）

（施行期日）

第1条 この訓令は、平成27年10月1日から施行する。

（任命権に関する訓令の一部改正に伴う経過措置）

第2条 この訓令の施行の日から平成29年5月29日までの間におけるこの訓令による改正後の任命権に関する訓令第59条の2の規定の適用については、同条第1項中「人事評価等（自衛隊法第31条第3項に規定する人事評価をいい、国際機関又は民間企業に派遣されていたことその他の事情により、当該人事評価が行われていない場合にあつては、当該人事評価以外の能力の実証をいう。）」とあるのは、「人事評価等（自衛隊法第31条第3項に規定する人事評価をいい、国際機関又は民間企業に派遣されていたことその他の事情により、当該人事評価が行われていない場合にあつては、当該人事評価以外の能力の実証をいう。）又はその他の能力の実証」とする。

附 則（平成27年11月27日省訓第51号）

この訓令は、平成27年12月1日から施行する。

附 則（平成28年1月29日省訓第4号）

この訓令は、平成28年1月31日から施行する。

附 則（平成28年3月28日省訓第18号）

この訓令は、平成28年3月29日から施行する。

附 則（平成28年3月31日省訓第34号）（抄）

1 この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年4月18日陸自訓第16号）（抄）

（施行期日）

第1条 この訓令は、平成28年4月18日から施行する。

附 則（平成28年5月18日省訓第46号）

この訓令は、平成28年5月18日から施行する。

附 則（平成28年6月27日省訓第47号）

この訓令は、平成28年7月1日から施行する。ただし、第5条の規定は、同年6月28日から施行する。

附 則（平成28年9月26日省訓第58号）

（施行期日）

第1条 この訓令は、平成29年10月1日から施行する。

附 則（平成29年6月23日省訓第39号）

この訓令は、平成29年7月1日から施行する。

附 則（平成30年3月26日省訓第15号）抄

（施行期日）

1 この訓令は、平成30年3月27日から施行する。

別 表 (第2条関係)

行政職 俸給表 (一)	自衛隊 教官俸 給表	行政職 俸給表 (二)	教育職 俸給表 (一)	研究職 俸給表	医療職 俸給表 (一)	医療職 俸給表 (二)	医療職 俸給表 (三)	専 門 スタッフ職 俸給表	特 定 任 期 付 職 員 俸 給 表	第1号任期付研究員 俸給表及び第2号任 期付研究員俸給表
7 級	2 級	/	4 級	5 級	3 級	7 級	/	2 級	特 定 任 期 付 職 員 俸 給 表	第 1 号 任 期 付 研 究 員 俸 給 表
6 級	1級のうち 防衛大臣の 定めるもの		3 級	4 級	2 級	6 級	6 級	1 級		
5 級				3 級		5 級	5 級			
4 級				3 級						
3 級	/	5 級	2 級	/	1 級	/	/	/	第 2 号 任 期 付 研 究 員 俸 給 表	
	4 級									
2 級	1級のうち防衛 大臣の定めるも の以外のもの	3 級	1 級	2 級	/	4 級	4 級	/	/	/
1 級	/	2 級	/	1 級	/	3 級	3 級	/	/	/
		1 級	/		/	2 級	2 級	/	/	/
			/		/	1 級	1 級	/	/	/

別記様式（第25条関係）

1 佐以上の優良昇給実施状況報告書

文書番号  
平成 年 月 日

防衛大臣 殿

報告者 印

氏名	年齢	所属部課・官職	階級・号俸	昇給区分	優良昇給適用実績	備考

（記入要領）

- 1 階級・号俸の欄には、昇給前の号俸を記入する。
- 2 昇給区分の欄には、防衛省の職員の昇給の基準等に関する訓令（平成28年防衛省訓令第58号）第2条第7号に規定する第1号職員又は同条第8号に規定する第2号職員のいずれに該当するものであるかについて、「第1号」又は「第2号」と記入する。
- 3 優良昇給適用実績の欄には、過去に優良昇給又は特別昇給を適用された回数並びに直近で適用された年月及び昇給号俸数を記入する。